

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 山江村長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	<p>・予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、村民の健康の保持及び増進に関する事務を行う。健康管理に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請機能での受療により取得する。また、健康診査や保健指導などの事業を実施。生活習慣病の早期発見と重症化予防や健康相談、家庭訪問等の保健指導を行い健康増進を推進する。</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 予防接種法に関する事務</li><li>2 母子健康手帳の交付に関する事務</li><li>3 母子保健に係る保健指導、訪問指導、健康診査に関する事務</li><li>4 健康増進法に基づく健康推進事業として実施される各種健診及び保健指導に関する事務</li></ol>
③システムの名称	1 健康管理システム、2 宛名管理システム、3 中間サーバー、4 団体内統合利用番号連携サーバー、5 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業対象者情報ファイル、健康増進事業結果ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の10、49、76項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号別表第二56の2、102の2の項 2.番号法第19条8号別表第二の主務省令16-2、17、18、19、102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、以下のとおり対策を講じているため、リスクへの対策は十分と判断する ・本人からのマイナンバーの提示を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、権限付与とパスワードによる認証によって限定されており、ログイン権限の適切な管理を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り		健康増進法に関する事務	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り		健康増進法に基づく健康診査や保健指導などの事業を実施。生活習慣病の早期発見と重症	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り		健康管理システム、中間サーバー、住基サーバー	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		健康増進事業対象者情報ファイル、健康増進事業結果ファイル	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		番号法第9条第1項、別表第一76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ		[ 実施する ]	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ		1. 番号法第19条第8号別表第二102項の2 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当		健康福祉課	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当		健康福祉課長	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・		山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取		山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-	事前	
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	健康増進法に基づく健康診査や保健指導などの事業を実施。生活習慣病の早期発見と重症	・予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、村民の健康の保持及び増進に関する事務	事後	事務内容に合わせた変更
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、住基サーバー	1 健康管理システム、2 宛名管理システム、3 中間サーバー、4 団体内統合利用番号連携サーバー、5 サービス検索・電子申請機能	事後	事務内容に合わせた変更
令和8年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号法第9条第1項、別表の10、49、76項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するた	事後	事務内容に合わせた変更
令和8年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	1. 番号法第19条第8号別表第二102項の2 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及	1. 番号法第19条第8号別表第二56の2、102の2の項	事後	事務内容に合わせた変更
令和8年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年3月1日	令和8年1月31日	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	人手を介在させる作業について、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、以下のとおり対	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
令和8年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	—	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、権限付与とパスワードによる認証によって	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更